

観音寺市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

観音寺市地域公共交通計画策定支援業務

2. 業務の目的

観音寺市における公共交通は、自家用車の普及及び人口減少等により、利用者の減少が今後さらに加速していくことが懸念される。そのような中で、急速な高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、公共交通の必要性は高まっていくものと思われる。

一方、地域のニーズに応じた公共交通を確保、維持していくため、これまでモノリあいバス（コミュニティバス）を運行しているが、既存資源を生かした新しい交通システムの導入や住民との協働による取り組みの推進などを通じて、持続可能な交通手段の確保が課題となっている。

そこで本業務は、地域の実情や市民ニーズを踏まえたうえで、住民・交通事業者・行政が一体となって地域全体の公共交通を考えていくため、観音寺市の現状と今後の課題を整理し、持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく公共交通政策のマスタープランとなる「観音寺市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

4. 業務の内容

(1) 計画準備

検討実施に当たり、検討方法等を記載した計画書を作成する。

(2) 観音寺市の地域概況の整理

① 観音寺市の概況整理

観音寺市の地勢、土地利用、人口、産業等の基礎データ、商業施設、医療機関及び教育施設等の移動目的地の分布と日常生活圏の形成状況を整理し分析を行う。

この際、公共交通に関する課題の抽出や改善策の検討等を念頭におき、観音寺市の周辺地域を含めた広域的な視野からの現状把握に努める。

② 上位・関連計画の整理

本業務に関連する計画を整理し、観音寺市が目指す将来像及び公共交通に関する基本方針を整理する。また、周辺自治体の交通施策を整理し、観音寺市におけるまちづくりの方向性と公共交通の位置づけと役割、求められる機能について明確にすると共に、必

要に応じ関連自治体等との調整に関する資料を作成する。

(3) 公共交通の現状と利用実態の把握

① 公共交通を取り巻く動向把握

公共交通を取り巻く動向として、人口、道路・交通状況、土地利用状況、移動状況等を把握する。

また携帯基地局データを用いたOD分析等も行い、把握をする。

② 公共交通網の現況把握

鉄道・航路・バス等の公共交通のネットワークと運行状況・運行形態及び利用状況の推移や特性、運行に係る経費や自治体からの補助金等、経営状況の現状と見通し等について把握し、以下の分析を行う。

また、通学・通勤等の交通手段の選択状況、運転免許の保有状況、運転免許の返納状況等移動に関する資料を整理・分析する。

- 1) 公共交通ネットワーク（鉄道・航路・バス・タクシー）の運営状況
- 2) 各公共交通機関（鉄道・航路・バス・タクシー）の運行状況及び乗り継ぎ状況
- 3) 各公共交通機関及び相互間の情報提供の状況 等

③ 交通事業者ヒアリング調査

市内外を運行するバスやタクシーの運行事業者に聞き取り調査を行い、利用者の特性や観音寺市の公共交通の問題点、地域公共交通の見直しにあたって留意すべき点等を把握するとともに、乗合タクシー、地域公共交通空白地輸送、ボランティア輸送等の移動手段についての意見をまとめる。

④ 市民の意見等の現状把握

観音寺市が持つ既存のデータを分析するとともに、市民の意見を収集し、実態を把握する。方法は提案によるものとするが、新型コロナウイルス感染症の拡大にも配慮しつつ、本来の市民ニーズを見出すために実施可能な方法とする。

⑤ 住民アンケートの実施

公共交通に関する利用ニーズ、満足度、意向等を把握するための住民アンケート調査（2,000世帯を想定）を実施する。

(4) ニーズと課題の整理

前項までの結果を踏まえ、公共交通が直面している状況を把握し、観音寺市における公共交通に求められるニーズと解決すべき課題を整理する。

(5) 計画の方針・目標の設定

前項までの結果を踏まえ、まちづくりや観光振興、福祉等様々な視点から地域公共交通が果たすべき役割と持続可能な地域公共交通網の形成に向けた取り組みの基本方針（基本理念・目指すべき将来像）を明確にし、従来の公共交通サービスにとらわれることなく、多様な輸送手段の活用や新たな交通手段・運行形態・運行方式などについて検討し、導入に向けた運行形態の想定、導入コスト・運営コスト概算額を算定し、導入可能性について検討する。また、短期・中期及び長期において実施すべき施策、達成目標を検討する。

(6) 目標を達成するために行う事業・実施主体の検討

検討した目標を達成するために行う事業・実施主体を検討する。

(7) 公共交通計画（案）の作成

(1)～(6)の検討結果および協議会での協議結果を踏まえ、公共交通計画（案）を作成する。なお、作成にあたっては、法で規定されている公共交通計画の記載事項、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針で規定されている公共交通計画の記載事項等に留意する。

また、作成の際、まずは素案を作成したうえでパブリックコメントにかけ、頂いたご意見を反映したうえで公共交通計画（案）の作成を行う。

(8) 協議会等の運営支援

契約期間中に開催する協議会開催（4回程度を予定）にあたり、資料作成、会議への出席、議事録作成、内容の説明等会議運営支援を行う。また、必要に応じて、国・県・庁内関係課との協議・調整のための資料作成支援を行う。なお、会議の出席に係る受託者の旅行等経費は、当該業務委託料に含むものとする。

協議会委員の報酬・旅費・会議費等については、当該業務委託料に含まない。

(9) 報告書作成

上記の検討結果を報告書に取りまとめる。

(10) 打ち合わせ協議

上記作業着手前に協議会事務局と打ち合わせ協議を行うほか、成果物の納入までの間に複数回打ち合わせ作業を行う。なお、打ち合わせ協議に係る受託者の旅費等経費は、当該業務委託料に含むものとする。

(11) 成果品

- ① 業務報告書（A4版、ファイル綴じ） 2部
- ② 観音寺市地域公共交通計画 2部
- ③ 観音寺市地域公共交通計画（概要版） 2部
- ④ 上記電子データ 一式

⑤ その他、本業務において使用した資料及びデータ 一式

5. その他

- (1) 本業務で作成された成果品の著作権は観音寺市に帰属する。
- (2) 業務の遂行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いには十分留意すること。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、実施するものとする。